

住 民 監 査 請 求 書

第 1 請求の趣旨

和歌山県議会自由民主党県議団に対し金 1 4 6 8 万 4 7 1 1 円の損害賠償請求
あるいは返還請求をせよ
との措置を講じるよう県知事に勧告することを求める。

第 2 請求の理由

1 当事者

(1) 請求人

請求人は、和歌山県内に居住する住民であり、地方公共団体の不正行為の
監視・是正活動を行っている市民オンブズマンわかやまの構成員である。

(2) 和歌山県議会自由民主党県議団

同県議団は、和歌山県議会において自由民主党の議員で結成し議長に届出し
た会派であり、同会派が以下に述べるとおり受領した政務活動費の一部を違
法・不当に支出している相手方である（以下「自民党県議団」という）。

2 政務活動費（公金）の受領及び支出

自民党県議団は、地方自治法第 1 0 0 条第 1 4 ～ 1 6 項及び、和歌山県政務活
動費の交付に関する条例（以下、単に「本件条例」という）に基づき、毎年度、
政務活動費を受領しており、受領した各年度の政務活動費から、「東京研修」と
称して実施した講演会の開催経費及び参加経費（以下、「東京研修費」という。）
とする 2 0 1 3 年度 9 3 万 5 1 7 0 円、2 0 1 4 年度 1 7 3 万 0 2 6 6 円、2 0
1 5 年度 2 6 3 万 0 0 3 9 円、2 0 1 6 年度 2 0 6 万 4 4 6 0 円、2 0 1 7 年度
1 8 0 万 5 4 8 0 円、2 0 1 8 年度 1 7 3 万 4 7 8 0 円、2 0 1 9 年度 1 9 2 万
2 4 3 0 円、2 0 2 2 年度 1 8 6 万 2 0 8 6 円に充当支出している。その合計支
出額は 1 4 6 8 万 4 7 1 1 円である。

3 政務活動費支出の違法・不当

自民党県議団が実施した東京研修費に政務活動費を充当支出することは次のと
おり違法・不当である。

(1) 東京研修の概要と親睦・会食

自民党県議団は、同会派所属議員を対象にする別紙「東京研修開催内容一覧表」記載の各年度に対応する「開催日時」、「開催場所」、「講師」、「演題」欄各記載の講演会を開催した同一覧表各年度に対応する「主な支出内容」欄記載の講演会議室料及び講師謝金などとする開催経費、及び同一覧表各年度に対応する「参加人数と議員名」欄記載のとおり参加したとする議員らの同一覧表各年度に対応する「主な支出内容」欄記載の交通費、宿泊代、タクシー等代、関空他駐車場代などとする参加経費に支出している。その各年度の支出額及び合計支出額は前項記載のとおりである（資料1から16）。なお、同県議団では、自らこれらの講演会を「東京研修」と称している（資料1から8）。

2013年度から2022年度の10年間の東京研修を俯瞰すると、2020年度と2021年度を除き毎年度に開催されている。不開催の両年度は、新型コロナウイルス禍の影響を考慮して見合わせたものと推察できるから、毎年度、繰り返し東京で実施しているものといえる。なお、2013年度の相当以前から実施していた可能性は高い。

東京研修の実施時期についてみると、開催8年度分の8回中、1月中旬の実施が2回（2014年度と2017年度）ある以外、12月19日から同月21日の間の年末の実施であるから、特段の理由がない限り年末に行うことを基本にしていたとみなせるが、年末に行えない場合は翌年の年始にしていたものといえる。

開催会場についてみると、開催8回中、2013年度の不明を除くと、2015年度の超高級東京プリンスホテルでの開催以外、超高級ホテルニューオータニにて開催しているから、同超高級ホテルで行うことを基本にしていたものといえる。

研修時間についてみると、開催8回中6回が開始時刻と終了時刻が判明しており、そのうち、最も多いのが1時間の3回（2019年度の午後5時半から同6時半、2015年度及び2018年度の午後6時から同7時）であり、それを超える2時間と45分間が1回（2013年度の午後2時から同4時45分）及び1時間と30分間が1回（2014年度の午後4時から同5時30分）であり、それを下回る45分間が1回（2022年度の午後6時から同45分）である。残りの2回は、開始時刻が分かるが終了時刻が不明というものである。

ところ、その終了時刻を前記終了時刻として最も遅い午後7時と見なすと、1時間が1回（2016年度の開始時刻が午後6時）、30分間が1回（2017年度の開始時刻が午後6時30分）となる。そうすると、1時間以内が8回中6回という実態である。このような実態から、研修時間は1時間以内を基本に行っていたものといえる。それにしても、東京までの高額になる旅費・宿泊費を投じてする研修が僅か1時間以内とは、経費に見合う研修とは到底言い難い。

宿泊であるが、参加議員ら全員が研修会場と同じ超高級ホテルに宿泊する形になっている。

宿泊には当然伴う夕食であるが、以上のとおり研修会終了後そのまま、超高級ホテルに参加議員全員が宿泊する形であり、夕食代を別途支給していないことからすると、当該超高級ホテルにて夕食が含まれているとみることができる。とすると、参加議員らによる会食が行われているとみなせるものである。そして、参加議員らで会食をすれば親睦を深めることになるだろう。ということは、東京研修には、自民党議員団所属議員らが夕食をともにし親睦を深める会食が伴っていたといえる。年末に行われる親睦を深める会食が、世間で一般的にいわれている「忘年会」と呼ぶものと異なるものと言ひ難い。

この点、2016年度の東京研修では、講演会として使用した超高級ホテルニューオータニのアーケード階舞の間において、懇親会が行われたことが明白である（資料12の2）。そして、同東京研修には、和歌山県選出の自民党の国会議員である二階俊博衆議院議員（同氏は政党である自由民主党和歌山県支部連合会の代表者でもある）、同じく石田真敏衆議院議員、世耕弘成参議院議員、及び門博文衆議院議員（当時）が参加していることが明白である（資料4）。その際、同氏らは壇上でマイクを前にあるいは手にしているが、同氏らが、演題に関する話をしているとはおよそ考え難い。ということは、講演会は、講師とされている者の話に限らず、講師とはされていない和歌山県選出の自民党の国会議員らの話を聞くことにもあったといえるものである。また、東京研修における親睦・会食が、自民党県議団所属の議員らのみならず、政党の自民党県支部役員や自民党国会議員らが参加できる懇親会として行われていたと考えられ得る。

(2) 社会通念上の妥当性を欠く支出の違法・不当

会派が主催する研修会を東京で開催してはならないというものではない。しかし、毎年度、宿泊が伴う東京でしかも超高級ホテルで年末（あるいは新年）に繰り返し行っているとなれば話は異なろう。報告されている内容には、東京研修として、東京でしかも超高級ホテルで年末（あるいは新年）に毎年度繰り返し行うことに特段の必要があったことは伺えず、特段の必要があって実施していたとは言い難い。

政務活動費に関する県議会の手引きでは、政務活動費を支出する研修会などの経費には、社会通念上の妥当性の観点から充当することの適否の判断が求められるとしている。この点、地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、…中略… 最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と定め、地方財政法第4条1項は、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小の限度をこえて、これを支出してはならない」と定めていることからすると、政務活動費も公金であるから、これらの定め趣旨に適合しない経費は、社会通念上の妥当性を欠く経費というべきである。

そうすると、東京でしかも超高級ホテルで年末（あるいは年始）に毎年度繰り返し行うことに特段の必要性があったとは言い難い研修であり、かつ、自民党県議団が計画して実施する所属議員研修であるから、最小の経費で最大の効果を挙げる研修になっているかが問われることになる。すなわち、東京研修は最小の経費で最大の効果を挙げているか、であるが、上述したとおり研修時間（開催8回中、30分間が1回、45分間が1回、1時間が4回という研修時間）が1時間以内の設定と見なせるが、東京までの旅費や東京での宿泊費を投じてする経費に見合う研修とは、一般的に言い難い。特に、研修時間が30分間や45分間というのは論外であろう。研修とは異なる理由で東京に集まっていることを強く伺わせるものといえる。また、議員研修ならば、和歌山市内で行えないとはいえず、和歌山市内で行えば、講師の交通費や宿泊費が必要になるとしても、参加する議員の大半の東京までの交通費や宿泊費が不要となり、より安価に実施でき、最小の経費で実現できることが見込まれる。そうであるのに、東京研修には、そのようなことを検討していたとは伺えず、漫然と

東京で行っており、最小の経費で最大の効果を挙げている研修とは言い難い。ということは、社会通念上の妥当性を欠く経費というべきであるから、政務活動費を充当支出することは違法・不当である。

(3) 政務活動外目的の支出の違法・不当

当該研修について、自民党県議団自ら「東京研修」と称していること自体から、研修を東京で行うことを目的にして開催していたといえる。また、東京研修の実態をみても、東京でしかも超高級ホテルで年末（あるいは年始）に漫然と繰り返し行っていること、及び研修時間が僅か30分間や45分間など1時間以内であり泊研修の割に短いこと、かつ、その終了時刻が夕食時刻に連続しており、同ホテルで夕食で親睦を深め懇談を兼ねる会食をしていたことなどからすると、その主たる目的が研修にあったとはいえず、自民党県議団所属議員らが東京の超高級ホテルに年末（あるいは年始）に夕食で親睦を深め懇談を兼ねる会食に集うことにあったという他ない。そうすると、講演会が一応開催され研修の体をなしていたとしてもその実質は、所属議員らが東京にしかも超高級ホテルに年末（あるいは年始）に夕食で親睦を深め懇談を兼ねる会食に集うためにしていたに過ぎないといえる。そして、東京の超高級ホテルに年末（あるいは年始）に夕食で親睦を深め懇談を兼ねる会食に集うという目的は、政務活動外目的であるから、その経費に政務活動費を充当支出することは違法・不当である。

(4) 上記以外で指摘する違法・不当

- ① 100歩譲って東京研修が政務活動に有用であるとしても、一方では、議員個人の資質を高めるという私的な面も大きく、そういう私的な側面が全くないとはいえない。また、東京研修には、自由民主党和歌山県連支部連合会の代表者などの自由民主党の国会議員らが参加している年度があること、及び2017年度の講師である中谷元氏は自由民主党所属の国会議員であり、2022年度の講師である山口壮氏も自由民主党所属の国会議員であることなどから、講演においても政党の政策を帯びた話をした側面が全くないとはいえない。そういうことから、東京研修費はそういう側面を対等に按分すべきであり、政務活動分を超える部分に充当支出することは違法不当である。
- ② 参加人数に対応する参加者名についてであるが、各年度の支払参加人数に

対する参加者名は別紙一覧表記載のとおりである。そうすると、2013年度に16人分、2014年度に18人分、2015年度に22人分、2016年度20人分、2017年度16人分の参加者が不明である。参加議員名が不明な人数分については参加しているとはみなされず、それらの経費分に政務活動費を充当支出することは違法・不当である。

- ③ 東京におけるタクシー代についてであるが、各年度において東京におけるタクシー代が計上されている。

県議会の「手引き」によると、研修や調査研究の際の交通費については、「タクシーを利用することが明らかに効率的な場合は、タクシー料金に充当可」としている。それを踏まえて検討すると、東京研修の開催会場は2ヵ所であるが、JR東京駅あるいは羽田空港から会場あるいはその逆の移動手段としてタクシーを利用することが明らかに効率的な場合とはいえない。すなわち、2015年度会場の東京プリンスホテルであるが、同ホテルは、JRの浜松町駅及び東京モノレール浜松町駅から徒歩10分とされている非常に便利なところにある（同ホテルホームページ参照）。そして、JR新幹線の東京駅からの乗り換えも容易かつ頻繁に運行されており、別途の費用が不要である。飛行機による羽田空港経由も東京モノレールへの乗り換えも容易でありかつ頻繁に運行されている。これらは事故などの特段の事情がない限り正確に移動できる。他方、東京都内の平日の幹線道路は渋滞が予想される。次に、2015年度以外の会場のホテルニューオータニであるが、同ホテルは、JR四ツ谷駅から徒歩8分であり、東京モノレール浜松町駅→同駅JRで新橋駅→地下鉄で赤坂見附駅から徒歩3分というところにある。このように同ホテルは公共交通網が整備されている都心に位置する。JR新幹線を利用した場合の東京駅からの乗り換えが容易かつ頻繁に運行されており、別途の費用が不要である。飛行機による羽田空港経由は、東京モノレールからJRと地下鉄への乗り換えが必要であるがいずれも一駅であり、乗り換えが容易かつ頻繁に運行されている（同ホテルホームページ参照）。それ故、東京において利用しているタクシーには、明らかに効率的な場合と見なせるとは言い難い。また、タクシーを利用することが必要だったとする特段の理由があったとはいえない。そういうタクシー経費に政務活動費を充当支出するこ

とは違法・不当である。

4 不当利得請求と知事の真正怠る事実

自民党県議団は、上述したとおり東京研修費に政務活動費を違法・不当に支出し、もって、各年度に支出した各金員を不当に利得しており、県はそれらの同等額の損害を被っている。

5 消滅時効

本件の不当利得返還請求権の消滅時効についてであるが、一方当事者が普通地方公共団体である場合であっても、その法律関係はいずれも不当利得関係であって私法に属し、その債権の消滅時効は民法167条1項により10年である（甲17）。

そうすると、2013年度の政務活動費収支報告書の提出の2014年4月23日であるその翌日が消滅時効の起算日であるから、2013年度以降の不当利得返還請求権は未だ消滅していない。

6 知事の真正怠る事実

本件の場合、本件条例第10条第4項により、不当利得返還義務が発生することを明確にしており、知事は、県が被っている上記損害の回復を図る返還請求権等を有しているにもかかわらず、今日に至るもその権限を何ら講じず違法に怠っている。

7 結論

よって、請求の趣旨記載の勧告を求め、地方自治法第242条1項に基づき、別紙事実証明を添付の上、請求する次第である。

なお、本件は自民党県議団に対する返還請求であるが、議選の2人の監査委員である佐藤武治監査委員及び鈴木徳久監査委員は、いずれも自民党県議団に所属する議員であり、本件と直接利害関係を有するから地方自治法第199条の2の規定に基づき本件監査より除斥されるべきである。

添 付 資 料

- 1 資料1から8 東京研修開催資料（自民党県議団ホームページ）。
- 1 資料9から13の各1、2

- 2013から2017年度収支報告書及び東京研修支出資料
- 1 資料14から16の各1から3
2018、2019、2022年度収支報告書、東京研修活動報告書及び同支出資料
- 1 資料17 2018年5月10日名古屋高裁判決

その他事実証明資料は追って提出する。

2024年2月2日

請求人 646-0050 和歌山県田辺市天神崎2-17

畑 中 正 好

和歌山県監査委員 様

東京研修開催内容等一覧表

別紙

	2022年度	2019年度	2018年度	2017年度	2016年度	2015年度	2014年度	2013年度	
開催日時	12月19日(月) 午後6時～6時45分	12月20日(金) 午後5時半～6時半	12月20日(木) 午後6時～7時	1月18日(月) 午後6時30分～	12月21日(水) 午後6時～	12月21日(月) 午後6時～7時	1月19日(月) 午後4時～5時30分	12月20日(金) 午後2時～4時45分	
開催場所	ホテルニューオータニ ガーデンコート アリエス	ホテルニューオータニ ザ・メイン16階 LAPIS L	ホテルニューオータニ ザ・メイン16階 LAPIS L	ホテルニューオータニ ザ・メイン16階 LAPIS L	ホテルニューオータニ アーケード 階舞の間	東京プリンスホテル 3階 紅梅	ホテルニューオータニ ザ・メイン16階 LAPIS 3	不明	
講師	山口 壯 前環境大臣・前内閣府 特命担当大臣(原子力 防災)	祓川 直也 (国土交通省観光庁審議官)	一瀬 雅夫 (和歌山県立医科大学名 誉教授・帝京大学特任教 授)	中谷 元 元防衛大臣・党憲法改 正推進本部長代理・衆 議院憲法審査会与 党筆頭幹事	浜谷 英博 三重中央大学名誉教 授	岩出 雅之 帝京大学カビ一部監 督 新宮市出身	宮崎 正弘 評論家・作家	○藤井 聡 内閣官房参与 ○持永 秀毅 内閣審議官	
演題	脱炭素化に向けた展 開について	地方型IR	がん検診－早期発見 早期治療－がん検診 を正しく知る	憲法とは何か	巨大災害と日本国憲法 －国道強靱化計画と緊 急事態条項の必要性－	これまで培ってき た教育観	2015年「日本と世界の 展望」		
参加人数と議員名	23人 森礼子, 山下直 也, 井出益弘, 宇治田栄蔵, 尾崎要二, 藤山将材, 中西 峰雄, 中本浩精, 岩田弘彦, 玉木久登, 鈴木太雄, 鈴木 徳久, 濱口太史, 山田正彦, 川畑哲哉, 北山慎一, 堀龍 雄, 吉井和視, 山家敏宏, 富 安民浩, 元素彰人, 秋月史	26人 井出益弘, 宇治田栄蔵, 尾崎要二, 吉井和視, 富安民浩, 新島雄, 山下直也, 山田正彦, 坂 本登, 尾崎太郎, 藤山将材, 鈴木 太雄, 中本浩精, 岩田弘彦, 堀龍 雄, 岸本健, 森礼子, 濱口太史, 中 西峰雄, 秋月史成, 川畑哲哉, 玉 木久登, 佐藤武治, 鈴木徳久, 山 家敏宏, 北山慎一	19人 井出益弘, 宇治田 栄蔵, 尾崎要二, 富安民浩, 谷洋一, 山下直也, 山田正 彦, 坂本登, 立谷誠一, 濱口 太史, 花田健吉, 尾崎太郎, 藤山将材, 山本茂博, 岸本 健, 鈴木太雄, 秋月史成, 川 畑哲哉, 玉木久登	28名 坂本登, 立谷 誠一, 川畑哲哉, 尾崎太 郎, 花田健吉, 井出益弘, 中西峰雄, 堀龍雄, 中本 浩精, 濱口太史, 岸本健, 岩田弘彦その余は不明。	29名 井出益弘, 尾崎太郎, 山本茂博, 川畑哲哉, 岸本健, 山 下直也, 鈴木太雄, 中 西峰雄, 中村裕一その 余は不明	28名 岸本健, 山本茂博, 浅井修 一郎, 尾崎太郎, 富安民浩, 藤山将 材その余は不明	25名 井出益弘, 山 本茂博, 中本浩精, 上 田良治, 中村裕一, 浅 井修一郎, 岸本健その 余は不明	21名 坂本登, 浅 井修一郎, 富安民 浩, 中村裕一, 濱口 太史その余は不明	
主な 支出 内容	講演会議室料		145,200	218,160	218,160	228,798	459,035	61,776	0
	講師謝金	50,000	0	200,000	0	100,000	550,864	200,000	0
	交通費(JR・飛 行機・タクシー)	295,188	1,350,210	1,012,840	1,569,460	1,714,932	1,597,940	1,445,600	919,660
	宿泊代		384,800	275,800					
	交通費(宿泊、 会議代含む)	1,477,778							
	タクシー等代	31,380	39,050	22,550	15,710	17,630	16,120	19,210	15,510
	閑空他駐車場代	7,740	3,170	5,430	2,150	3,100	6,080	3,680	
計	1,862,086	1,922,430	1,734,780	1,805,480	2,064,460	2,630,039	1,730,266	935,170	
備考					会議室代領収書の貼付 用紙に「東京研修(講 演会、懇親会)」とする 記録ある。				